

今年も最低賃金改定の時期が近づいて参りました。改定の日安額が 50 円と中央最低賃金審議会から示され、各都道府県の審議会において議論が行われており、一部答申がなされているところも出てきています。

この記事執筆している日現在では、引き上げの最高額は 59 円となっており、目安との差は 9 円（昨年目安との差は 8 円が最大）となっています。

神奈川県及び東京都は既に答申されており、このとおりに引き上げられるとすると、次のとおりです。答申された引き上げ幅は目安のとおりとなっています。

都道府県	改定後最低賃金額(答申の額)	引き上げ幅	発効予定
神奈川県	1,162 円	50 円	2024 年 10 月 1 日
東京都	1,163 円	50 円	2024 年 10 月 1 日

さて、この最低賃金に関連し、政府が 2024 年 6 月 21 日に閣議決定した”骨太方針 2024”概要において「最低賃金について、2030 年代半ばまでに 1,500 円 となることを目指す目標のより早期の達成」という項目を盛り込んでいます。

最近の引き上げ実績はほとんど毎年過去最高を更新していること、さらにはこの方針を踏まえて考えると、少なくとも今後 10 年程度は毎年 50 円～の最低賃金の改定が続くもの思っておいたほうが良いと言えそうです。

そう考えた場合、最低賃金が 1,500 円～1,600 円の時代があと 10 年しないうちに来ます。今までは最低賃金はパート、アルバイト等の時給者の問題という認識が一般にあったものと思いますが、そうした時代では、月給者の初任給や入社年次が浅い人にも大きくかわる問題となりそうです。

例えば、最低賃金が時給 1,500 円である場合、月平均所定労働時間が 160 時間の事業所の月給者は、固定残業代や家族手当、通勤手当を含まない月給 240,000 円が最低賃金です（なお 2024 年東京都最低賃金答申額の 1,163 円だと月給 186,080 円となる）。当然ですが、高卒等であっても最低賃金以下にはできないため、少なくともこの額になります。そうすると、一般的に言って大卒初任給はこれをさらに上回る金額を設定する必要があると言えそうです。

この水準となると、現状の賃金テーブルやバランスを見直さなければ、入社したばかりの人と、勤続年数が浅い人との間で差がなくなる事にもなりかねません。

賃金テーブルや、全体の賃金のバランスをしっかりと見直すためには、労働市場における賃金事情を見極めつつ、時間をかけて検討や賃金改善の実施を行う必要があるものと考えら

れるところです。

現状の改定トレンドが続き、骨太方針が着実に実行された場合、最低賃金の改定がパート・アルバイトだけでなく、いわゆる正社員の賃金の設定にも大きな影響を与える時代がやってこようとしています。多くの場合、経営に与える影響も少なくないものと考えられます。今から、その備えを始めるべきかもしれません。